

○奈良県固定資産評価審議会条例

昭和三十七年十月五日

奈良県条例第十六号

改正 平成二六年三月二八日条例第六〇号

奈良県固定資産評価審議会条例をここに公布する。

奈良県固定資産評価審議会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)第四百一条の二第五項の規定に基づき、奈良県固定資産評価審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二六条例六〇・一部改正)

(組織)

第二条 審議会は、委員十人以内で組織する。

(平二六条例六〇・追加)

(会長)

第三条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(平二六条例六〇・旧第二条繰下・一部改正)

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平二六条例六〇・旧第三条繰下)

(議事の手続等)

第五条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

(平二六条例六〇・旧第四条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二六年条例第六〇号)

この条例は、平成二六年四月一日から施行する。